

# 奈良工業高等専門学校教員組織規程

平成20年 1月17日制定

令和 5年 4月 4日改正

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（以下「規則」という。）及び奈良工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）に基づき、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教員の組織及びその運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 本校に副校長を置き、教務主事をもって充てる。

2 本校に校長を補佐する職として次の各号に掲げる校長補佐を置く。

- 一 校長補佐（グローバル教育担当）
- 二 校長補佐（研究推進担当）
- 三 校長補佐（総務担当）

3 前項第一号の校長補佐は寮務主事をもって充て、第二号の校長補佐は第6項に掲げる専攻科長をもって充てる。

4 第2項第三号の校長補佐は教授及び准教授の中から校長が選任する。

5 規則第5条及び学則第9条に定める各主事のもとに主事補を若干名置く。

6 本校に専攻科長及び副専攻科長を置く。

7 本校の各学科に学科主任及び副主任を、一般教科に一般教科主任及び副主任を、各専攻に専攻代表をそれぞれ置く。

8 学級に学級担任を置く。

## (任期)

第3条 校長補佐（総務担当）及び専攻科長の任期は2年、主事補及び副専攻科長の任期は1年、学級担任の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残余期間とする。

2 校長は、教務主事が任期満了となった場合、任期中の他の主事又は校長補佐から選任することができるものとする。

3 校長は、教務主事に欠員が生じた場合、任期中の他の主事又は校長補佐から、任期を残して選任することができるものとする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残余期間とする。

4 学科主任、一般教科主任及び専攻代表の任期は、各学科、一般教科及び各専攻の申合せを受けて校長が定める。

5 第1項及び第4項の各職の再任は妨げない。

## (主事補)

第4条 主事補は、教授、准教授及び講師の中から校長が選任する。

2 主事補は、主事の職務を補佐する。

3 同条第1項の規定にかかわらず、学校運営において必要な場合は校長が助教から選任

することができる。

(専攻科長)

第5条 専攻科長は、教授の中から校長が選任する。

2 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科の運営及び連絡調整に関することを掌理する。

(副専攻科長)

第6条 副専攻科長は、教授、准教授及び講師の中から校長が選任する。

2 副専攻科長は、専攻科長の職務を補佐する。

3 同条第1項の規定にかかわらず、学校運営において必要な場合は校長が助教から選任することができる。

(学科主任等)

第7条 学科主任、一般教科主任及び専攻代表は、教授の中から校長が選任する。

2 学科主任及び一般教科主任は、当該学科及び一般科目の運営、教育計画の立案、教員の研究、勤務及び出張等の調整、学生の就職等に関することを行う。

3 専攻代表は、専攻科長の下で当該専攻の運営、教育計画の立案等に関することを行う。

(副主任)

第8条 各学科副主任及び一般教科副主任は、教授及び准教授の中から校長が選任する。

2 学科副主任及び一般教科副主任は、それぞれ学科主任及び一般教科主任の職務を補佐する。

(学級担任)

第9条 学級担任は、教授、准教授、講師及び助教の中から校長が選任する。

2 学級担任は、学級運営、学生指導、特別教育活動等に関することを行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本校の教員組織に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成20年1月17日制定)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月14日一部改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月1日一部改正)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日一部改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月27日一部改正)

この規程は、令和2年10月27日から施行する。

附 則 (令和4年2月10日一部改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月4日一部改正)

この規程は、令和5年4月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。